

## 京都大学設備サポート拠点「桂結」規程

令和2年9月10日

工学研究科長裁定制定

第1条 この規程は、京都大学設備サポート拠点である「“桂結”－最先端研究機器の進化するネットワーク拠点」（以下「桂結」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 「桂結」は、工学研究科の研究設備（以下「設備」という。）の共同利用の推進を図るとともに、設備の運用及び管理の支援を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

第3条 「桂結」は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 設備の共同利用の推進に関すること。
- (2) 設備の運用及び管理の支援に関すること。
- (3) その他「桂結」の目的を達成するために必要な事項

第4条 「桂結」に、拠点長その他必要な教職員を置く。

第5条 拠点長は、京都大学大学院工学研究科長をもって充てる。

第6条 「桂結」に、「桂結」の運営に関する重要事項を審議するため、協議会を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 拠点長
- (2) 工学研究科副研究科長（技術支援担当）
- (3) 京都大学の専任の教授（前2号に掲げる者を除く。） 若干名
- (4) 本学の教職員以外の者 若干名
- (5) その他拠点長が必要と認める者 若干名

3 前項第3号から第5号までの協議員は、拠点長が委嘱する。

4 第2項第3号及び第4号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項第5号の協議員の任期は、拠点長が定める。

6 協議会に議長を置き、拠点長をもって充てる。

7 議長は、協議会を主宰する。

8 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協議員が、その職務を代行する。

9 協議会は、拠点長が招集する。

10 協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

11 協議会の議事は、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

12 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7条 「桂結」に、その運営に関する重要事項のうち、協議会から委任された事項について審議するため及び拠点長の諮問に応じるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、拠点長が定める。

第8条 「桂結」の事務は、桂地区（工学研究科）事務部において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、「桂結」に関し必要な事項は、協議会の議を経て、拠点長が定める。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月11日から施行し、令和7年6月12日から適用する。